

平成22年度実績評価書要旨

(評価対象期間:平成22年4月～23年3月)

平成23年9月
金融庁

平成21年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



平成22年度実績評価書要旨

担当部局名： 監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、
 監督局総務課モニタリング支援室、監督局総務課信用機構対応室、監督局
 総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監
 督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務
 企画局政策課市場分析室、総務企画局市場課

評価実施時期：平成23年9月

<p>施策名</p>	<p>金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイ ート・モニタリングの実施 (平成22年度実績評価書35頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅰ-1-(1)</p>																						
<p>施策の概要</p>	<p>金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。そこで、モニタリング・システムの機能強化、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたヒアリング等の実施、グローバルに活動する金融機関の監督に関する監督当局間の連携、リスク管理に関するルールの整備、早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用を図ることとする。</p>																							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 経済・金融情勢が依然として厳しい中ではあるものの、施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後も効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施に向けた取組みをより一層進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) グローバルな金融市場の混乱により、株式市場等の大幅な変動や实体经济の悪化など、金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する必要性が高まっている。</p> <p>(有効性) 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを行い、業務の健全性・適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ監督上の対応を行うことや、監督指針の整備等を進めたことは、金融機関におけるリスク管理の高度化への取組みを促進することに繋がり、金融機関の健全かつ適切な業務運営の確保に資するとともに、優先課題の早期認識と効果的な対応の観点からも有効であった。</p> <p>(効率性) オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることなどにより、効率的なモニタリングを実施し、金融機関の健全かつ適切な運営の確保に資することができた。また、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで行うことで、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られた。</p> <p>(反映の方向性) ・市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応 ・効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 ・証券会社の連結規制・監督の導入等 ・金融機関のリスク管理の高度化 ・中小企業金融円滑化法の適切な運用 ・金融機能強化法の適切な運用 ・早期健全化法の適切な運用</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="416 1541 1270 1850"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>21年3月末</th> <th>22年3月末</th> <th>23年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること</td> <td>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がない。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>金融を巡る状況の変化を踏まえて、監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	21年3月末	22年3月末	23年3月末	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がない。							金融を巡る状況の変化を踏まえて、監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
				21年3月末	22年3月末	23年3月末																		
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がない。							金融を巡る状況の変化を踏まえて、監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 第169回国会施政方針演説</p>	<p>年月日 平成20年1月18日</p>	<p>記載事項(抜粋) 米国のサブプライムローン問題の影響を受けた経済への対応など、足下にも目配りの必要な課題があります。</p>																					

平成22年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成23年9月

担当部局名：検査局総務課

施策名	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施 (平成22年度実績評価書：51頁)	施策体系上の位置付け 施策 I-1-(2)																							
施策の概要	<p>「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」するため、平成22事務年度の金融検査に当たっては、検査基本方針に基づき、金融機関において、①資金需要者への円滑な資金供給という役割を果たす態勢等が整備されているか、②そうした役割を果たすことができるだけの十分な財務基盤と強固で包括的なリスク管理態勢が整備されているか、を検証することを基本としました。また、検査運営に当たっては、ベター・レギュレーションを運営指針として、引き続き、その実践を進めていくこととしました。</p>																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策への取組みを行う必要があります。</p> <p>(必要性) 金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保していく必要があります、立入検査はそのために必要な手段です。</p> <p>(有効性) 金融検査において金融機関の取組みが不十分な態勢等について指摘した結果、各金融機関においては改善に向けた取組みが行われており、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に一定の成果があったと考えています。</p> <p>(効率性) 当局の人員が限られている中で、検査基本方針等に基づき、オン・オフ一体的なモニタリングの強化を通じて検査実施前の事前分析の充実を図り、立入検査における検証分野の絞り込みや規模・特性等を勘案した検査班編成を行ったことにより、効率的な検査を実施することができたと考えています。 また、監査人や関係機関との連携を強化したことや、検査結果の分析と情報発信の強化を図ったことは、金融機関の管理態勢の改善に向けた自主的な取組みにつながったと考えています。</p> <p>(反映の方向性) <ul style="list-style-type: none"> ・システムリスク等に関する検査体制の強化 ・保険会社に対する検査体制の強化 ・検査におけるITの活用 ・海外当局等との連携強化 ・金融機関が採用している各種リスク計測モデルの適切性等の検証 </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること</td> <td>オフサイト検査モニターアンケート結果のうち「1」または「2」と回答された割合</td> <td>%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">97.5</td> <td style="text-align: center;">97.2</td> <td style="text-align: center;">98.4</td> <td>前年度の水準を維持</td> <td>金融庁の任務である「金融の円滑」等を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があります、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	オフサイト検査モニターアンケート結果のうち「1」または「2」と回答された割合	%		97.5	97.2	98.4	前年度の水準を維持	金融庁の任務である「金融の円滑」等を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があります、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
				20年度	21年度	22年度																			
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	オフサイト検査モニターアンケート結果のうち「1」または「2」と回答された割合	%		97.5	97.2	98.4	前年度の水準を維持	金融庁の任務である「金融の円滑」等を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があります、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																						

平成22年度実績評価書要旨

担当部局名： 監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課

評価実施時期：平成23年9月

<p>施策名</p>	<p>預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止 (平成22年度実績評価書：65頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策 I-2-(1)</p>																															
<p>施策の概要</p>	<p>預金者保護や金融システムの安定を図る観点から、預金保険制度周知のための広報活動、預金保険法第102条の適切なフォローアップ等、名寄せデータの精度の維持・向上等、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止の施策を実施していく。</p>																																
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっていると認められる。特に、22年9月10日に破綻した日本振興銀行については、預金保険機構との緊密な連携により、円滑かつ迅速に処理が行われた。今後もより一層取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られる必要がある。</p> <p>(有効性) 預金保険制度については、国民全般に相当程度、周知が図られている。 りそなグループについては、「経営健全化計画」の着実な進捗が図られている。 円滑な破綻処理のための態勢整備については、金融機関における名寄せデータの精度の維持・向上が図られている。</p> <p>(効率性) 各財務局を通じて行った預金保険制度の周知及びその適切な運用、名寄せデータ精度の維持・向上及び関係機関との連携強化などの施策により、システミックリスクの未然防止を図るとともに、円滑に破綻処理を進めることができた。</p> <p>(反映の方向性) ・引き続き預金保険制度の周知徹底のための広報活動を推進 ・引き続き預金保険法第102条の適切な運用を図る ・引き続き名寄せデータの精度の維持・向上に取り組む ・引き続き関係機関との連携強化を図る</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="424 1527 1259 1890"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること</td> <td>預金保険制度の国民の認知度</td> <td>% (「知っていた」、「内容まで知っていた」、「見開きしたことはあった」と回答した世帯)</td> <td></td> <td>81.2</td> <td>79.2</td> <td>81.1</td> <td></td> <td>金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られる必要がある。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>名寄せデータの精度の維持・向上の状況</td> <td></td> <td colspan="3">※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること	預金保険制度の国民の認知度	% (「知っていた」、「内容まで知っていた」、「見開きしたことはあった」と回答した世帯)		81.2	79.2	81.1		金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られる必要がある。		名寄せデータの精度の維持・向上の状況		※左記指標は、定性的指標である。					
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																			
				20年度	21年度	22年度																											
預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること	預金保険制度の国民の認知度	% (「知っていた」、「内容まで知っていた」、「見開きしたことはあった」と回答した世帯)		81.2	79.2	81.1		金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られる必要がある。																									
	名寄せデータの精度の維持・向上の状況		※左記指標は、定性的指標である。																														
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																														

平成22年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局総務課国際室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、
監督局総務課、監督局総務課国際監督室

評価実施時期：平成23年9月

<p>施策名</p>	<p>国際的な金融監督のルール策定等への貢献 (平成22年度実績評価書：73頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策 I - 2 - (2)</p>																						
<p>施策の概要</p>	<p>金融危機の再発防止の観点から、金融システムの強化の動きが進展している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール策定等に積極的に参加し、主導的な役割を果たす必要がある。</p>																							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 金融危機の再発防止のために金融システム強化の動きが進展しており、また金融そのものがグローバル化しているという観点も踏まえ、国際的な金融監督のルール策定等に、積極的に参加していくことが必要である。また、国際的な金融監督のルール策定等への積極的な参加により、我が国の金融機関だけでなく我が国の国益にかなうルール策定に繋げることが期待される。</p> <p>(有効性) 金融庁が参画している各国際金融監督機関等におけるルール策定等の作業に積極的に参加することや、EPA及び二国間定期協議等の枠組みによって海外当局との連携を強化すること等により、国際金融システムの安定と発展に有効である。</p> <p>(効率性) 国際的な金融監督のルール策定等に貢献していくにあたっては、各分野において行われている当該ルールの策定段階において、積極的に発言していくことが、より効率的である。また、監督当局間の連携強化にあたっては、二国間の定期的協議を行うことにより、両国間の問題が早期に解決できるため、より効率的であると考えられる。</p> <p>(反映の方向性) ・国際基準設定主体における国際的なルール策定等への積極的な貢献等 ・海外監督当局との連携強化等 ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的取り組みへの貢献</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="403 1339 1281 1675"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>金融危機の再発防止の観点から、金融システムの強化の動きが進展している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作り等に戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること								金融危機の再発防止の観点から、金融システムの強化の動きが進展している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作り等に戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
				20年度	21年度	22年度																		
国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること								金融危機の再発防止の観点から、金融システムの強化の動きが進展している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作り等に戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 新成長戦略</p>	<p>年月日 平成22年6月18日</p>	<p>記載事項(抜粋) ・「成長戦略実行計画(工程表)」の「Ⅶ 金融戦略」の「早期実施事項(22年度に実施する事項)」に、「国際的な金融規制改革への積極的な対応」と掲示。</p>																					

平成22年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成23年9月

担当部局名：総務企画局総務課国際室

<p>施策名</p>	<p>アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援</p> <p>(平成22年度実績評価書：82頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け</p> <p>施策 I - 2 - (3)</p>																					
<p>施策の概要</p>	<p>我が国経済の持続的な成長を図るため、他のアジア諸国の金融・資本市場に関し、国際機関等とも連携しつつ、その制度・インフラの整備に協力するとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業に対する適切な金融サービスの提供及び金融機関自らの他のアジア諸国における積極的な事業展開を支援する必要がある。</p>																						
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) アジア域内の金融・資本市場は、我が国を含む内外の企業・投資家の活動フィールドとして世界経済に占めるウエイトが年々高まっている。 そのような状況において、これらの施策を通じアジア諸国の金融・資本市場の整備を推進し、アジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び我が国金融機関の事業展開の支援に資する必要がある。 さらに、アジア諸国の金融・資本市場の整備が図られることにより、これらの国々の健全な発展に貢献していくことが期待される。</p> <p>(有効性) 金融協議等を通じたアジア諸国の金融監督当局との協力体制の構築、及び各種セミナーによる金融監督当局の能力向上を図ることは、金融システムの安定と発展に有効。 なお、セミナーの成果として、アンケート調査結果によると、概ね「実際に役に立っている」「具体的に活用する方向で検討中」との回答を得ており、金融監督当局の能力向上、更には金融システムの安定化に貢献することで、アジア地域の金融・資本市場の整備と、我が国金融機関のアジア地域における事業展開の促進を後押しすることが期待される。</p> <p>(効率性) 金融サービス自由化交渉に積極的に参加することや、金融協議等を通じたアジア等の金融監督当局と緊密な協力体制の構築および意見交換を図ることにより、日本の金融危機の経験や法制備を紹介することで、アジア域内の金融・資本市場の整備に効率的に対応。</p> <p>(反映の方向性) ・技術支援を通じたアジア新興市場国の金融監督当局等の能力向上や連携強化、金融・資本市場の整備への積極的な取り組み。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="427 1375 1294 1951"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アジア域内の金融・資本市場の整備が図られるとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び他のアジア諸国での我が国金融機関の事業展開が図られること</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>我が国経済の持続的な成長を図るため、アジア市場の一体化や東アジア共同体の構築を目指す観点から、我が国を含む内外の企業・投資家の活動フィールドである他のアジア諸国の金融・資本市場に関し、国際機関等とも連携しつつ、その制度・インフラを整備することに協力するとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び金融機関自らの他のアジア諸国における積極的な事業展開を支援することが必要である。</td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	アジア域内の金融・資本市場の整備が図られるとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び他のアジア諸国での我が国金融機関の事業展開が図られること								我が国経済の持続的な成長を図るため、アジア市場の一体化や東アジア共同体の構築を目指す観点から、我が国を含む内外の企業・投資家の活動フィールドである他のアジア諸国の金融・資本市場に関し、国際機関等とも連携しつつ、その制度・インフラを整備することに協力するとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び金融機関自らの他のアジア諸国における積極的な事業展開を支援することが必要である。
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
			20年度	21年度	22年度																		
アジア域内の金融・資本市場の整備が図られるとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び他のアジア諸国での我が国金融機関の事業展開が図られること								我が国経済の持続的な成長を図るため、アジア市場の一体化や東アジア共同体の構築を目指す観点から、我が国を含む内外の企業・投資家の活動フィールドである他のアジア諸国の金融・資本市場に関し、国際機関等とも連携しつつ、その制度・インフラを整備することに協力するとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び金融機関自らの他のアジア諸国における積極的な事業展開を支援することが必要である。															
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>新成長戦略</p>	<p>年月日</p> <p>平成22年6月18日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>・アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるため、日本の経験をアジア諸国と共有し、日本がアジアの成長の「架け橋」となるとともに、総合的かつ戦略的にアジア地域でビジネスを展開する必要がある。同時に、国内でも、アジアを中心に世界とのヒト・モノ・カネの流れの障壁をできるだけ除去することが必要。</p>																				

平成22年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局企画課、総務企画局総務課国際室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、監督局総務課、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局保険課、監督局証券課

評価実施時期：平成23年9月

<p>施策名</p>	<p>金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 (平成22年度実績評価書：89頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅱ-1-(1)</p>																											
<p>施策の概要</p>	<p>金融実態に即した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指している。このため、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む必要がある。</p>																												
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 国民が幅広く金融サービスを利用し、そのメリットを享受するには、質が高く安心できる資産運用の機会が国民に提供されることが必要である。そのためには、同時に、「金融商品取引法」、「貸金業法」、「振り込め詐欺救済法」、「預貯金者保護法」等の整備及び円滑な運用など、利用者保護の取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(有効性) 「金融商品取引法」の改正や「貸金業法」の完全施行等の制度整備が着実に進められているほか、金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等受付件数や振り込め詐欺の認知件数の減少等、利用者保護ルールについても適切な運用が行われている。 なお、P I O - N E Tにおける金融関係の苦情・相談の受付件数は高水準で推移しているが、金融サービス利用者相談室における相談等については、顧客からの苦情に関連するものと考えられる個別取引・契約における顧客説明と不適正な行為に係る相談件数は、減少している。</p> <p>(効率性) 金融実態に即した利用者保護のために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではない。 なお、「振り込め詐欺救済法」の運用や偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策においては、金融機関の取組みを促すことにより、効率的に施策効果を実現している。</p> <p>(反映の方向性) ・「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」の円滑な施行</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="392 1395 1230 1906"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること</td> <td rowspan="2">金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率</td> <td>ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合(%)</td> <td>80.1 (21年度)</td> <td>75.7</td> <td>80.1</td> <td>83.7</td> <td rowspan="2">前年度(21年度)実績より向上</td> <td rowspan="2">金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。</td> </tr> <tr> <td>生体認証付ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合(%)</td> <td>44.1 (21年度)</td> <td>42.1</td> <td>44.1</td> <td>46.2</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること	金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率	ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合(%)	80.1 (21年度)	75.7	80.1	83.7	前年度(21年度)実績より向上	金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。	生体認証付ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合(%)	44.1 (21年度)	42.1	44.1	46.2
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方															
				20年度	21年度	22年度																							
金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること	金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率	ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合(%)	80.1 (21年度)	75.7	80.1	83.7	前年度(21年度)実績より向上	金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。																					
		生体認証付ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合(%)	44.1 (21年度)	42.1	44.1	46.2																							
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																										

平成22年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局政策課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局政策課広報室、総務企画局企画課信用制度参事官室

評価実施時期：平成23年9月

<p>施策名</p>	<p>利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実 (平成22年度実績評価書：105頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅱ-1-(2)</p>																						
<p>施策の概要</p>	<p>国民が金融商品・サービスを適切に利用するうえでは、各種金融商品・サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していることが必要であることから、金融経済教育の充実を図るとともに、金融サービスの利用者からの相談等に適切に対応していく。</p>																							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う(金融経済教育については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。)必要がある。</p> <p>(必要性) 金融を取り巻く環境をみると、多重債務問題が深刻な社会問題となり、また、金融商品・サービスの多様化・高度化が進んでいることから、金融経済教育を強化する必要がある。また、広く国民に対して金融に関する正確な情報を発信することは、金融トラブルの未然防止、利用者利便の向上を図る上で必要不可欠である。</p> <p>(有効性) 金融サービス利用者相談室における相談等の内容を情報として活用することにより、利用者全体の保護や利便性向上に資することができた。また、地方公共団体等からの金融経済教育に関する各種パンフレット等の配布要望に対し、必要部数全てを配布することで各団体等の積極的な取組みを支援したほか、多重債務問題については、全ての都道府県に多重債務相談窓口が整備されるなど、相談体制の整備が着実に進んでいる。多重債務を苦にした自殺者は22年度で1,306件となっており、昨年度(1,630件)と比較して減少していることに鑑みると、一定の効果があつた。</p> <p>(効率性) 金融取引の基礎知識をまとめたパンフレットや、国民が直接アクセスできるウェブサイトなど、多様な手段を利用した情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図った。また、金融サービス利用者相談室において、金融サービス利用者からの相談等に一元的に対応しているほか、ウェブサイトの内容・構成の充実や検索機能の強化などを実施することにより、効率的に利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融経済教育の充実 当局における相談体制の整備・充実 金融行政に関する広報の充実 多重債務者のための相談体制等の整備 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="443 1451 1398 1966"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること</td> <td>国民の金融知識の状況</td> <td>%</td> <td>36.8 21年度</td> <td>36.6</td> <td>36.8</td> <td>37.3</td> <td>21年度より向上</td> <td>多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。こうした状況を受けて、利用者への情報提供の充実により利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	国民の金融知識の状況	%	36.8 21年度	36.6	36.8	37.3	21年度より向上	多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。こうした状況を受けて、利用者への情報提供の充実により利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
				20年度	21年度	22年度																		
利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	国民の金融知識の状況	%	36.8 21年度	36.6	36.8	37.3	21年度より向上	多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。こうした状況を受けて、利用者への情報提供の充実により利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																					

平成22年度実績評価書要旨

担当部局名： 監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局総務課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課

評価実施時期：平成23年9月

<p>施策名</p>	<p>金融機関等の法令等遵守態勢の確立 (平成22年度実績評価書：119頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅱ－1－(3)</p>																						
<p>施策の概要</p>	<p>預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、金融機関等がその業務の公共性を十分に認識した上で、法令等遵守態勢を確立することが重要である。そこで、金融機関等に法令等遵守態勢の確立を促していくとともに、重大な問題が認められる場合には的確な行政処分の実施等の厳正な対応を行うこととする。</p>																							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性を踏まえ、より一層取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 金融取引が高度化・複雑化する中で、預金者、保険契約者及び投資家等の保護の必要性や取引の信頼性の確保等、金融機関等による法令等遵守態勢の確立は重要性を増している。金融機関等の自主的な取組みを促すほか、法令違反の事実があれば厳正かつ適切な行政処分を行うことは、金融機関等の法令等遵守態勢の確立に必要不可欠である。</p> <p>(有効性) 行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置は、法令違反の再発の防止や、金融機関等やその利用者への情報提供の観点から有用であり、金融機関等の法令等遵守態勢の確立や利用者保護のために効果があった。</p> <p>(効率性) 行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上が見られる。 また、監督指針における監督上の着眼点等の整備・明確化や行政処分事例の公表は、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令等遵守態勢の構築に資する。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳正かつ迅速な行政処分 ・金融機関等の業務改善に向けた取組みの奨励 ・行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知等を通じた法令等違反行為の再発防止 ・金融機関等やその利用者への情報提供 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="427 1496 1262 1800"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>21年3月末</th> <th>22年3月末</th> <th>23年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること</td> <td>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がない。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	21年3月末	22年3月末	23年3月末	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること	(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がない。							預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方										
				21年3月末	22年3月末	23年3月末																		
金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること	(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がない。							預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																					

平成22年度実績評価書要旨

担当部局名：監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、総務企画局企画課

評価実施時期：平成23年9月

<p>施策名</p>	<p>金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応 (平成22年度実績評価書：125頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅱ-1-(4)</p>																											
<p>施策の概要</p>	<p>金融機関は、利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、預貯金口座の不正利用の防止や偽造キャッシュカード等による被害の防止に向けた対策を講じる必要がある。このため、金融機関に対し、各種の情報提供や業界団体を通じた要請により、迅速かつ適切な取組みを促すこととする。</p>																												
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性を踏まえ、より一層取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 金融機関に対する各種情報提供及び金融機関における迅速かつ適切な取組みを促すことは、預金口座の不正利用防止、また偽造キャッシュカード等による被害防止のため必要な施策である。</p> <p>(有効性) 金融機関に対する各種情報提供や業界団体を通じた当該問題への取組みの要請は、金融機関において、犯罪に関する適切な現状分析が可能になるとともに認識の共通化が図られ、金融機関における被害の防止に向けた取組みを促すことになり、犯罪の未然防止や被害者保護のために有効である。</p> <p>(効率性) 金融機関等に対し各種の情報提供を行うとともに、業界団体を通じて傘下金融機関に対する要請を行うことにより、金融機関において、効率的に預金口座の利用停止等の措置、また、振り込め詐欺救済法、預貯金者保護法への対応が行われている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 預金口座の不正利用問題に対する適切な対応についての検討等 振り込め詐欺救済法の的確な運用に向けた各金融機関に対する態勢整備の促進 金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上に向けた取組みや被害者への補償等のフォローアップ実施 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="411 1249 1276 1720"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">金融機関の預貯金口座に関連する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること</td> <td rowspan="2">金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率</td> <td>ICキャッシュカード対応ATM (%) (注1)</td> <td>80.1 (21年度)</td> <td>75.7</td> <td>80.1</td> <td>83.7</td> <td rowspan="2">前年度(21年度)実績より向上</td> <td rowspan="2">利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。また、偽造キャッシュカード等による預貯金の不正払戻し等を未然に防止するため、情報セキュリティ対策等を十分に講じる必要がある。</td> </tr> <tr> <td>生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATM (%) (注1)</td> <td>44.1 (21年度)</td> <td>42.1</td> <td>44.1</td> <td>46.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)各年度末におけるATM台数に占める割合。</p>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	金融機関の預貯金口座に関連する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること	金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率	ICキャッシュカード対応ATM (%) (注1)	80.1 (21年度)	75.7	80.1	83.7	前年度(21年度)実績より向上	利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。また、偽造キャッシュカード等による預貯金の不正払戻し等を未然に防止するため、情報セキュリティ対策等を十分に講じる必要がある。	生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATM (%) (注1)	44.1 (21年度)	42.1	44.1	46.2
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方															
				20年度	21年度	22年度																							
金融機関の預貯金口座に関連する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること	金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率	ICキャッシュカード対応ATM (%) (注1)	80.1 (21年度)	75.7	80.1	83.7	前年度(21年度)実績より向上	利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。また、偽造キャッシュカード等による預貯金の不正払戻し等を未然に防止するため、情報セキュリティ対策等を十分に講じる必要がある。																					
		生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATM (%) (注1)	44.1 (21年度)	42.1	44.1	46.2																							
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																										

平成22年度実績評価書要旨

担当部局名：証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課総務課審判手続室、総務企画局企業開示課

評価実施時期：平成23年9月

<p>施策名</p>	<p>取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 (平成22年度実績評価書：134頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅱ-2-1(1)</p>																						
<p>施策の概要</p>	<p>市場の公正性・透明性を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、情報の収集・分析、検査、調査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、行政処分等の勧告、犯則事件としての告発、裁判所への禁止命令等の申立てを行うことにより、厳正に対処する。</p>																							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の効果が上がっているが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（顕在化しつつある問題に対する将来を見据えた機動的な対応や市場監視体制の更なる充実・強化）を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、金融・資本市場に関する情報の収集・分析、金融商品取引業者等に対する検査、不正取引に対する調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、無登録業者や無届募集に対する裁判所への禁止命令等の申立てのほか、建議等を通じたルール整備への貢献などにより、機動性・戦略性の高い市場監視や市場規律の強化に向けた働きかけを実施していくことが必要である。</p> <p>(有効性) 証券監視委の持つ権能を機動的・戦略的に組み合わせた市場監視活動を行い、市場の公正性・透明性を損なう法令違反等が認められた場合には、行政処分の勧告や犯則事件として告発を行うほか、裁判所に対して禁止命令等の申立てを行うなど、それぞれの事案に応じ、厳正に対処した。また、調査・検査等の市場監視活動の過程で得られた問題意識については、建議を通じたルール整備を働きかけた。これらの諸活動が、検査・調査対象業者の業務態勢の改善・是正や金融庁における所要の法令改正のほか、一般投資家等に対する注意喚起へとつながったことは、市場の公正性・透明性の確保に加え、投資者の保護及び不正な取引等の未然防止として有効に機能している。</p> <p>(効率性) 限られた人員及び予算の中において、検査対象先の拡大・多様化といった環境変化に対応すべく、金融庁監督部局との連携強化の下、リスク・ベースでの検査計画の策定等に努めるとともに、検査対象先に関する情報を事前に分析の上、その着眼事項の設定等に努めたことは、効率的な業務の実施につながった。また、証券監視委による市場監視のみではなく、自主規制機関との緊密な連携等を通じた市場規律機能の強化に取り組んだことは、より効率的な市場監視につながるものである。</p> <p>(反映の方向性) ・市場を取り巻く環境変化に的確に対応するための、審査、検査、調査のより実効性ある監視態勢の構築及び国内外の関係当局等との連携強化に必要な人員の確保。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="419 1319 1374 1854"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図る</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>市場監視を適正に行うことにより、金融商品取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に寄与する。 このため、機動性・戦略性の高い市場監視の実現と市場規律の強化に向けた市場参加者への働きかけを基本的な考え方として、業務運営に取り組んでいく。 その際、世界的な金融危機の経緯や、その後における金融・資本市場及び実体経済の状況等を踏まえ、市場における不正取引等や金融商品取引業者の経営に関するリスクの増大に対し、ベタレギュレーションの考え方のもとで実効性ある業務運営に取り組んでいく。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図る								市場監視を適正に行うことにより、金融商品取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に寄与する。 このため、機動性・戦略性の高い市場監視の実現と市場規律の強化に向けた市場参加者への働きかけを基本的な考え方として、業務運営に取り組んでいく。 その際、世界的な金融危機の経緯や、その後における金融・資本市場及び実体経済の状況等を踏まえ、市場における不正取引等や金融商品取引業者の経営に関するリスクの増大に対し、ベタレギュレーションの考え方のもとで実効性ある業務運営に取り組んでいく。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
				20年度	21年度	22年度																		
市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図る								市場監視を適正に行うことにより、金融商品取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に寄与する。 このため、機動性・戦略性の高い市場監視の実現と市場規律の強化に向けた市場参加者への働きかけを基本的な考え方として、業務運営に取り組んでいく。 その際、世界的な金融危機の経緯や、その後における金融・資本市場及び実体経済の状況等を踏まえ、市場における不正取引等や金融商品取引業者の経営に関するリスクの増大に対し、ベタレギュレーションの考え方のもとで実効性ある業務運営に取り組んでいく。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 消費者基本計画</p>	<p>年月日 平成22年3月30日</p>	<p>記載事項(抜粋) (消費者取引の適正化を図るための施策) 未公開株の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、(略)特に、無登録業者による違法な勧誘行為について、(略)被害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p>																					
	<p>金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン</p>	<p>平成22年12月24日</p>	<p>(クロスボーダー取引に対する監視の強化) クロスボーダー取引に対する監視を強化する観点から、国際的な法務・会計・証券取引等の専門家の育成・登用や海外の監視当局への職員派遣の推進等、証券取引等監視委員会の人材育成及び体制整備を進める。</p>																					

平成22年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成23年9月

担当部局名：総務企画局市場課、監督局証券課

<p>施策名</p>	<p>市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進 (平成22年度実績評価書：157頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅱ-2-(2)</p>																						
<p>施策の概要</p>	<p>我が国市場をより魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、より一層の市場の公正性・透明性を確保することにより、市場の信頼を強固にしていく必要がある。我が国金融・資本市場ひいては経済全体の重要なインフラの一つである金融商品市場の公正性・透明性を確保するためには、規制当局による取組みのみならず、金融商品取引所等の持つ自主規制機能が適正に発揮されることが必要である。</p>																							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、市場の公正性・透明性の確保に向け、取組みの充実・改善等を促進する必要がある。</p> <p>(必要性) 我が国市場をより魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、より一層の市場の公正性・透明性を確保することにより、市場の信頼を強固にしていく必要があり、そのためには、規制当局による取組みのみならず、市場開設者や市場仲介者など、市場の関係者全体で取組みを進める必要がある。このため、金融商品取引所及び金融商品取引業協会の持つ自主規制機能や金融商品取引業者の市場仲介者としての機能等が適正に発揮されるよう、関係者の取組みが強化されることが必要となる。</p> <p>(有効性) 第二種金融商品取引業等の健全な発展及び投資者保護の推進を目的として「一般社団法人 第二種金融商品取引業協会」が設立され、また、「社債市場の活性化に関する懇談会」において報告書（「社債市場の活性化に向けて」）の取りまとめ・公表が行われるなど、市場関係者の自主的な取組みが円滑に進んでいる。 こうした取組みは、市場における公正性・透明性の確保につながるものである。 他方、金融サービス利用者相談室における投資商品等に関する相談等の受付件数が昨年度実績と比較して増加したことを踏まえると、今後もさらに取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(効率性) 市場関係者の自主的な取組みを強化するという事務事業であるため、特段の予算支出を必要とするものではない。</p> <p>(反映の方向性) ・自主規制機関との適切な連携等 ・取引所における上場企業等のコーポレート・ガバナンス強化及び自主規制機能の強化への取組み</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="392 1368 1228 1657"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること								国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
				20年度	21年度	22年度																		
市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること								国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																					

平成22年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成23年9月

担当部局名：総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、証券取引等監視委員会事務局

施策名	市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着 (平成22年度実績評価書：163頁)	施策体系上の位置付け 施策Ⅱ-2-(3)																														
<p>施策の概要</p>	<p>金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みがG20首脳等から求められている。こうした中、企業会計基準委員会（ASBJ）は、「東京合意」に基づき、以前から認識されてきた日本基準と国際会計基準（IFRS）との重要な差異の解消に向けた取組みを進めるなど、国際的な会計基準の高品質化に向けた共同作業や国際的なコンバージェンスを進めている。</p> <p>金融庁は、ASBJによるコンバージェンスに向けた取組みを支援するとともに、海外当局との連携を強化し、IFRSの設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与していくこととしている。</p> <p>また、我が国におけるIFRSの適用に関しては、2009年6月に、企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が示され、2010年3月期以降任意適用が認められているが、その後、国内外で様々な状況変化が生じている。</p> <p>IFRS適用については、「中間報告」において方向性が示されているが、上記の「中間報告」以降の変化と2010年3月期から任意適用が開始されている事実、EUによる同等性評価の進捗、東日本大震災の影響を踏まえつつ、2011年6月よりさまざまな立場から追加的に委員を加えた企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論を開始している。この議論に当たっては、会計基準が単なる技術論だけでなく、国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目し、さまざまな立場からの意見に広く耳を傾け、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を十分に見極めながら総合的な成熟された議論が展開されることが望まれる。また、少なくとも2015年3月期についての強制適用を考慮しておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とした。</p> <p>さらに、コーポレート・ガバナンスについて内外の市場関係者等の関心は非常に高く、その情報は投資家が投資判断を行う際の重要な情報でもある。このため、21年度に行った「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正内容を実施の段階に移したほか、コーポレート・ガバナンスに係る問題意識について、市場関係者・有識者との意見交換の内容等を踏まえ、会社法改正の議論を行っている法務省法制審議会会社法制部会の場で伝えている。</p>																															
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、国際的な動向や環境の変化、取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（非上場会社の会計についての検討等）を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、国際的に高品質なものである必要があり、2008年11月G20ワシントン・サミット以降のG20首脳会議においても、単一で質の高いグローバルな会計基準の設定・適用に向けた取組みの強化が求められている（G20ソウル・サミットでは、「単一で質の高い改善された国際的な会計基準が実現することを我々が重要視していることを改めて強調」が首脳宣言に記載されている）。また、単一で高品質のグローバルな会計基準の実現には、基準設定主体のガバナンス向上が不可欠であり、市場規制当局として、海外当局とも連携し、IFRS財団のガバナンス強化に努めていく必要がある。</p> <p>さらに、上場企業等のコーポレート・ガバナンスについて国内外の投資家等の関心は非常に高く、その情報は投資家が投資判断を行う際の重要な情報でもありと考えられることから、関係当局等と連携し、上場企業等のコーポレート・ガバナンスのあり方に関する検討を不断に行っていく必要がある。</p> <p>なお、金融・資本市場の公正性・透明性の向上により、我が国金融・資本市場の活性化、国際競争力の強化が見込まれ、日本経済の持続的な成長に貢献していくことも期待される。</p> <p>(有効性) 会計基準のコンバージェンスへの継続した対応により、日本の会計基準が国際的に高品質に保たれるとともに、EUによる会計基準の同等性評価の決定が維持されていること、IFRS財団モニタリング・ボードを初めとする国際会議等における積極的な活動により、IFRSの品質及びその設定主体のガバナンスが強化されていること、一定の日本企業に対してもIFRSの任意適用を認めたこと等から、企業財務報告の品質や国際的な比較可能性の向上等を通じて、我が国金融・資本市場の公正性・透明性の確保の向上に向けて一定の成果が上がっている。</p> <p>(効率性) 金融庁として積極的に施策に取り組むだけでなく、国内・海外関係者とも連携して取り組むことで、施策効果の実現に向けた業務を行っており、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対し、現在有する資源を最大限かつ効率的に活用している。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社等のコーポレート・ガバナンスのあり方について、21年度に行った「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正の定着状況を十分に注視。 ・当該改正に基づく開示を契機として、企業と投資家との間における建設的な対話が進められていくよう、必要な環境整備に不断に取り組む。 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="368 1478 1252 1769"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備等を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること</td> <td>ASBJによる会計基準設定状況<ASBJプロジェクト計画表の進捗度></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>米国やEU等とともに、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みを積極的に推進するとともに、上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けて、関係者と連携し、開示ルールの整備等を図る。</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">※目標値・達成時期は、左記計画表に掲げた取組み内容を参照する。</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備等を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること	ASBJによる会計基準設定状況<ASBJプロジェクト計画表の進捗度>							米国やEU等とともに、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みを積極的に推進するとともに、上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けて、関係者と連携し、開示ルールの整備等を図る。	※目標値・達成時期は、左記計画表に掲げた取組み内容を参照する。									
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																				
		20年度	21年度	22年度																												
金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備等を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること	ASBJによる会計基準設定状況<ASBJプロジェクト計画表の進捗度>							米国やEU等とともに、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みを積極的に推進するとともに、上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けて、関係者と連携し、開示ルールの整備等を図る。																								
※目標値・達成時期は、左記計画表に掲げた取組み内容を参照する。																																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なものの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>G20トロント・サミット宣言</p> <p>G20ソウル・サミット首脳宣言</p> <p>大臣談話「IFRS適用に関する検討について」</p>	<p>年月日</p> <p>平成22年6月26日～27日</p> <p>平成22年11月12日</p> <p>平成23年6月21日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>・我々は、単一の質の高い改善された世界的な会計基準の実現が重要であることを改めて強調した。</p> <p>・我々は、国際会計基準審議会及び米国財務会計基準審議会が2011年末までに取れんに向けたプロジェクトを完了するための努力を増すことを促した。</p> <p>・我々は、国際会計基準審議会が、新興市場国へのアウトリーチを含め、独立した会計基準設定プロセスの枠内において、利害関係者の関与を更に改善することを奨励した。</p> <p>・我々は、単一で質の高い改善された国際的な会計基準が実現することを我々が重要視していることを改めて強調し、国際会計基準審議会及び米国財務会計基準審議会に対して、2011年末までに会計基準の取れんに向けたプロジェクトを完了するよう求めた。</p> <p>・我々はまた国際会計基準審議会に対し、会計基準設定プロセスの独立性の枠組みの下で、国際的な基準の設定プロセスにおける利害関係者の関与を、新興市場国へのアウトリーチやメンバーシップを含め更に改善するよう奨励した。</p> <p>一部で早ければ2015年3月期（すなわち2014年度）にもIFRSの強制適用が行われるのではないかと喧伝されているやに聞か、少なくとも2015年3月期についての強制適用は考慮しておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする」こととする。</p>																													

平成22年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成23年9月

担当部局名：総務企画局企業開示課

<p>施策名</p>	<p>金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実 (平成22年度実績評価書：174頁)</p>		<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅱ-2-(4)</p>																								
<p>施策の概要</p>	<p>金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な金融・資本市場の維持と幅広い投資家の保護のためには必要不可欠のものである。こうした観点から、ディスクロージャー制度の不断の整備及びその内容・運用の明確化を図ることとしている。 また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待される。こうした観点から、電子開示システム（EDINET）を利用したディスクロージャーの電子化を推進することとしている。</p>																										
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっており、金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実に向け、今後も同様の取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護のために、企業の財務情報などの投資判断に必要な情報を正確、公平かつ適時に開示するためのディスクロージャー制度の不断の整備、制度の円滑な導入は必要不可欠である。 開示される情報の信頼性を高め、また、開示された情報の利便性を高めその利用を促進することは、証券市場を通じた投資の効率性や発行体企業の資金調達の効率性の向上により証券市場を活性化させ、国民経済の発展に資することが期待される。 また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されていることから、EDINETを利用したディスクロージャーの推進が必要である。</p> <p>(有効性) 内部統制の基準・実施基準の見直し、「内部統制報告制度に関するQ&A」の改訂、「内部統制報告制度に関する事例集」の公表、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の一部改正は、制度の趣旨の明確化等を通じて、財務情報等の透明性・信頼性の向上のために有効な施策である。開示書類の虚偽記載及び不提出の違反行為については、証券取引等監視委員会及び財務局等と連携をとりながら、対象が拡大された課徴金制度を適切に運用することで抑止力として有効に機能している。 EDINETの安定した運用は、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図るという目的に十分寄与している。</p> <p>(効率性) 実際に制度を実施した上場企業等からの内部統制報告制度に関する要望・意見等の分析等を踏まえた内部統制の基準・実施基準の更なる簡素化・明確化等の実施などは、投資者の判断に対する必要な情報の適切な提供という施策効果を効率的に実現するものである。</p> <p>(反映の方向性) ・内部統制報告制度の運用の見直しの検討 ・EDINETの機能拡充（XBRL（国際標準のコンピュータ言語）の対象範囲の拡大、検索・分析機能の向上等）</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="416 1603 1201 1989"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。</td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること								有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方															
				20年度	21年度	22年度																					
投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること								有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。																			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>		<p>年月日</p>		<p>記載事項(抜粋)</p>																						

平成22年度実績評価書要旨

担当部局名：公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室

評価実施時期：平成23年9月

施策名	公認会計士監査の充実・強化 (平成22年度実績評価書：182頁)	施策体系上の位置付け 施策Ⅱ-2-(5)																					
施策の概要	我が国の資本市場が、その機能を十分に発揮していくためには、企業財務情報が適正に開示されることが必要不可欠であり、公認会計士・監査法人による監査は、この企業財務情報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、公認会計士監査を充実・強化していく。																						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の効果が上がっているが、監査に関する国際的動向や公認会計士試験合格者等の活動領域の拡大の状況といった環境の変化や取組みの有用性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国の資本市場の活性化、国際的競争力の向上に貢献するものと考えている。公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実行することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要がある。</p> <p>(有効性) 監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施したこと、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の改訂等を行ったこと、また、監査法人等に対する適切な監督等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた取組みを促し、厳正な会計監査の確保に一定の効果があがっている。</p> <p>(効率性) 監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査及び監査法人に対する検査を実施し、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の改訂等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた自主的な取組みを促すものであり、厳正な会計監査の確保という施策効果を効率的に実現するものである。</p> <p>(反映の方向性) <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準等の整備に係る対応 ・ 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督等 ・ 品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等 ・ 諸外国の監査監督機関との協力・連携 ・ 公認会計士試験の円滑な実施等 </p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厳正な会計監査の確保を図ること</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border: 1px dashed black;"></td> <td style="border: 1px dashed black;"></td> <td style="border: 1px dashed black;"></td> <td></td> <td>公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。</td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	厳正な会計監査の確保を図ること								公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
			20年度	21年度	22年度																		
厳正な会計監査の確保を図ること								公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜料)																				

平成22年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局証券課、監督局保険課

評価実施時期：平成23年9月

施策名	多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着 (平成22年度実績評価書：192頁)	施策体系上の位置付け 施策Ⅲ-1-1(1)																					
<p>施策の概要</p> <p>利用者ニーズに応じた多様な良質な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るため、適切な利用者保護を確保しつつ、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大を進める必要がある。</p> <p>また、金融・資本市場の重要なインフラである会計制度について、金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた整備を行っていく必要がある。</p> <p>金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みがG20首脳等から求められている。</p> <p>こうした中、ASBJは、「東京合意」に基づき、以前から認識されてきた日本基準と国際会計基準(IFRS)との重要な差異の解消に向けた取組みを進めるなど、国際的な会計基準の高品質化に向けた共同作業や国際的なコンバージェンスを進めている。</p> <p>金融庁は、ASBJによるコンバージェンスに向けた取組みを支援するとともに、海外当局との連携を強化し、IFRSの設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与していくこととしている。</p> <p>また、我が国におけるIFRSの適用に関しては、2009年6月に、企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」が示され、2010年3月期以降任意適用が認められているが、その後、国内外で様々な状況変化が生じている。</p> <p>IFRS適用については、「中間報告」において方向性が示されているが、上記の「中間報告」以降の変化と2010年3月期から任意適用が開始されている事実、EUによる同等性評価の進捗、東日本大震災の影響を踏まえつつ、2011年6月よりさまざまな立場から追加的に委員を加えた企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論を開始している。この議論に当たっては、会計基準が単なる技術論だけでなく、国内における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目し、さまざまな立場からの意見に広く耳を傾け、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を十分に見極めながら総合的な成熟された議論が展開されることが望まれる。また、少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とした。</p>																							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、国際的に高品質なものである必要があり、2008年11月G20ワシントン・サミット以降のG20首脳会議においても、単一で質の高いグローバルな会計基準の設定・適用に向けた取組みの強化が求められている(G20ソウル・サミットでは、「単一で質の高い改善された国際的な会計基準が実現することを我々が重要視していることを改めて強調」が首脳宣言に記載されている)。また、単一で高品質のグローバルな会計基準の実現には、基準設定主体のガバナンス向上が不可欠であり、市場規制当局として、海外当局とも連携し、IFRS財団のガバナンス強化に努めていく必要がある。</p> <p>経済・金融取引の国際化に伴う諸課題への取り組みが必要となる一方で、我が国では少子高齢化が進展する中で、1,400兆円の家計金融資産を活用することが、国民の生活の豊かさの維持のためにも極めて重要となっており、質が高く安心できる資産運用の機会を国民に提供していくことが今後も必要である。</p> <p>(有効性) 会計基準のコンバージェンスへの継続した対応により、日本の会計基準が国際的に高品質に保たれるとともに、EUによる会計基準の同等性評価の決定が維持されていること、IFRS財団モニタリング・ボードを初めとする国際会議等における積極的な活動により、IFRSの品質及びその設定主体のガバナンスが強化されていること、一定の日本企業に対してもIFRSの任意適用を認めたこと等から、企業財務報告の品質や国際的な比較可能性の向上を通じて、我が国金融・資本市場の重要なインフラ整備に向けて一定の成果が上がっている。</p> <p>また、金融商品・サービスの販売チャネルのあり方の検討に関しては、金融サービス利用者相談室における相談等について、顧客からの苦情に関連するものと考えられる個別取引・契約における顧客説明と不適正な行為に係る相談件数は減少しており、業界団体における苦情・相談の受付件数は金融ADR制度の周知等を背景に減少している。さらに、金融商品仲介業の登録件数が増加しているなど、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大は一定程度進捗している。</p> <p>(効率性) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計に係る事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではない。</p> <p>なお、金融商品・サービスの販売チャネル拡大等の効果は、銀行等による保険販売の全面解禁や銀行代理店制度の導入などの制度的枠組みの整備に取り組んできたことにより、金融機関等の自主的な取組みを通じて一定程度進捗しており、効率的に施策効果を実現している。</p> <p>さらに、金融庁として積極的に施策に取り組むだけでなく、国内・海外関係者とも連携して取り組むことで、施策効果の実現に向けた業務を行っており、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対し、現在有する資源を最大限かつ効率的に活用している。</p> <p>(反映の方向性) ・銀行等による保険募集については、引き続きその実態把握に努め、必要が生じた場合には、弊害防止措置等について見直しを行う。 ・「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」の円滑な施行など、多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着に向けた取組みを引き続き進める。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="387 1592 1222 1780"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多様な良質な金融商品・サービスが提供されること</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>利用者ニーズに応じて多様な良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	多様な良質な金融商品・サービスが提供されること								利用者ニーズに応じて多様な良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。		
達成目標					指標名	単位	基準値 (年度)			実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方									
	20年度	21年度	22年度																				
多様な良質な金融商品・サービスが提供されること								利用者ニーズに応じて多様な良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。															
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等</th> <th>年月日</th> <th>記載事項(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「新成長戦略～元氣な日本」復活のシナリオ～」</td> <td>平成22年6月18日閣議決定</td> <td>成長戦略における金融の役割は、①实体经济、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うこと、②金融自身が成長産業として経済をリードすることである。</td> </tr> <tr> <td>G20トロント・サミット宣言</td> <td>平成22年6月26日～27日</td> <td>・我々は、単一の質の高い改善された世界的な会計基準の実現が重要であることを改めて強調した。 ・我々は、国際会計基準審議会及び米国財務会計基準審議会が2011年末までに取れんに向けたプロジェクトを完了するための努力を増すことを促した。 ・我々は、国際会計基準審議会が、新興市場国へのアウトリーチを含め、独立した会計基準設定プロセスの枠内において、利害関係者の関与を更に改善することを奨励した。</td> </tr> <tr> <td>G20ソウル・サミット首脳宣言</td> <td>平成22年11月12日</td> <td>・我々は、単一で質の高い改善された国際的な会計基準が実現することを我々が重要視していることを改めて強調し、国際会計基準審議会及び米国財務基準審議会に対して、2011年末までに会計基準の取れんに向けたプロジェクトを完了するよう求めた。 ・我々はまた国際会計基準審議会に対し、会計基準設定プロセスの独立性の枠組みの下で、国際的な基準の設定プロセスにおける利害関係者の関与を、新興市場国へのアウトリーチやメンバーシップを含め更に改善するよう奨励した。</td> </tr> <tr> <td>大臣談話「IFRS適用に関する検討について」</td> <td>平成23年6月21日</td> <td>一部で早ければ2015年3月期(すなわち2014年度)にもIFRSの強制適用が行われるのではないかと喧伝されているやに聞くが、「少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする」こととする。</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	「新成長戦略～元氣な日本」復活のシナリオ～」	平成22年6月18日閣議決定	成長戦略における金融の役割は、①实体经济、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うこと、②金融自身が成長産業として経済をリードすることである。	G20トロント・サミット宣言	平成22年6月26日～27日	・我々は、単一の質の高い改善された世界的な会計基準の実現が重要であることを改めて強調した。 ・我々は、国際会計基準審議会及び米国財務会計基準審議会が2011年末までに取れんに向けたプロジェクトを完了するための努力を増すことを促した。 ・我々は、国際会計基準審議会が、新興市場国へのアウトリーチを含め、独立した会計基準設定プロセスの枠内において、利害関係者の関与を更に改善することを奨励した。	G20ソウル・サミット首脳宣言	平成22年11月12日	・我々は、単一で質の高い改善された国際的な会計基準が実現することを我々が重要視していることを改めて強調し、国際会計基準審議会及び米国財務基準審議会に対して、2011年末までに会計基準の取れんに向けたプロジェクトを完了するよう求めた。 ・我々はまた国際会計基準審議会に対し、会計基準設定プロセスの独立性の枠組みの下で、国際的な基準の設定プロセスにおける利害関係者の関与を、新興市場国へのアウトリーチやメンバーシップを含め更に改善するよう奨励した。	大臣談話「IFRS適用に関する検討について」	平成23年6月21日	一部で早ければ2015年3月期(すなわち2014年度)にもIFRSの強制適用が行われるのではないかと喧伝されているやに聞くが、「少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする」こととする。							
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																					
「新成長戦略～元氣な日本」復活のシナリオ～」	平成22年6月18日閣議決定	成長戦略における金融の役割は、①实体经济、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うこと、②金融自身が成長産業として経済をリードすることである。																					
G20トロント・サミット宣言	平成22年6月26日～27日	・我々は、単一の質の高い改善された世界的な会計基準の実現が重要であることを改めて強調した。 ・我々は、国際会計基準審議会及び米国財務会計基準審議会が2011年末までに取れんに向けたプロジェクトを完了するための努力を増すことを促した。 ・我々は、国際会計基準審議会が、新興市場国へのアウトリーチを含め、独立した会計基準設定プロセスの枠内において、利害関係者の関与を更に改善することを奨励した。																					
G20ソウル・サミット首脳宣言	平成22年11月12日	・我々は、単一で質の高い改善された国際的な会計基準が実現することを我々が重要視していることを改めて強調し、国際会計基準審議会及び米国財務基準審議会に対して、2011年末までに会計基準の取れんに向けたプロジェクトを完了するよう求めた。 ・我々はまた国際会計基準審議会に対し、会計基準設定プロセスの独立性の枠組みの下で、国際的な基準の設定プロセスにおける利害関係者の関与を、新興市場国へのアウトリーチやメンバーシップを含め更に改善するよう奨励した。																					
大臣談話「IFRS適用に関する検討について」	平成23年6月21日	一部で早ければ2015年3月期(すなわち2014年度)にもIFRSの強制適用が行われるのではないかと喧伝されているやに聞くが、「少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする」こととする。																					

平成22年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局証券課、監督局保険課

評価実施時期：平成23年9月

<p>施策名</p>	<p>決済システム等の整備・定着 (平成22年度実績評価書：206頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅲ－１－(2)</p>																						
<p>施策の概要</p>	<p>決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際競争力を強化するため、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築することが課題となっている。</p>																							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて着実に取組みを進めており、一定の成果が上がっているが、店頭デリバティブ取引の清算機関の利用義務付け等に係る政府令の策定作業や、清算機関による業務開始等に向けた対応等を引き続き進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 決済システムは金融・資本市場を支える重要な社会的基盤であり、我が国金融・資本市場における国際競争力強化の観点から、安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築することが必要である。 また、決済リスク削減の観点から、21年9月のG20ピッツバーグ・サミット首脳声明において、一定の店頭デリバティブ取引に係る清算機関の利用や、取引情報の保存・報告等を24年末までに実施することが求められているところである。</p> <p>(有効性) 店頭デリバティブ取引における清算機関の利用の義務付けや、国債取引・貸株取引の決済リスク削減に向けた取組みを進めることにより、決済システムの安定性が確保され、金融危機時においても危機の伝播を抑止する効果が期待できる。</p> <p>(効率性) 「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、市場関係者に対して決済リスクの削減に向けた検討を促す等、制度整備に加えて市場関係者の実務面での取組みも推進することで、より大きな効果が得られるように努めている。</p> <p>(反映の方向性) ・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた取組み ・国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="391 1433 1228 1870"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>決済システムは、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要なインフラであり、また、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること								決済システムは、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要なインフラであり、また、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方										
				20年度	21年度	22年度																		
安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること								決済システムは、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要なインフラであり、また、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 第3回G20首脳会合（ピッツバーグ・サミット）首脳声明</p>	<p>年月日 平成21年9月24日～25日</p>	<p>記載事項(抜粋) 店頭デリバティブ市場の改善：遅くとも2012年末までに、標準化されたすべての店頭（OTC）デリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引され、中央清算機関を通じて決済されるべきである。店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告されるべきである。中央清算機関を通じて決済がされない契約は、より高い所要自己資本賦課の対象とされるべきである。我々は、FSBとその関連メンバーに対して、実施状況及びデリバティブ市場の透明性を改善し、システム的・リスクを緩和し、市場の濫用から守るために十分かどうかにつき、定期的に評価することを要請する。</p>																					

平成22年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成23年9月

担当部局名：総務企画局政策課、総務企画局総務課、公認会計士・監査審査会事務局

施策名	専門性の高い人材の育成等 (平成22年度実績評価書：212頁)	施策体系上の位置付け 施策Ⅲ－1－(3)																					
施策の概要	国際的な市場間競争が一層激化する中で、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題であり、我が国市場をめぐる周辺環境整備の一環として、専門性の高い人材の育成等について、幅広く取り組む。																						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（専門性の高い人材の育成に向けた更なる取組み）を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 金融・資本市場の競争力を規定する最も基本的かつ重要な要素は、専門性の高い人材の確保であり、我が国金融・資本市場において、多様かつ質の高い金融商品・サービスが提供される環境を整備していくためには、金融サービス業や法律、会計等の周辺専門サービスに従事する専門性の高い人材を育成・強化し、その厚みを増していく必要がある。</p> <p>(有効性) 高度かつ実践的な金融教育の充実、金融専門人材の育成については、金融庁としてできることには限界があることから、金融庁における取組みは、人材育成のための環境整備が中心となるが、公認会計士試験の実施の改善を含め、金融面に通じた専門性の高い人材の育成に向けた取組み・議論が進みつつあると考えている。</p> <p>(効率性) 金融面に通じた専門性の高い人材の育成等のために取り組む事務事業の多くは、制度的枠組みの整備等であり、公認会計士試験の実施に係る経費を除けば、事業費等の特段の予算支出は不要である。</p> <p>(反映の方向性) ・高度かつ実践的な金融教育の充実や金融専門人材の育成についての取組みの充実・改善・検討 ・公認会計士試験制度についての広報の強化</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border: 1px dashed black;"></td> <td style="border: 1px dashed black;"></td> <td style="border: 1px dashed black;"></td> <td></td> <td>金融・資本市場の競争力を強化するためには、金融・市場制度そのものの整備のみならず、市場をとりまく環境整備として、金融面に通じた専門性の高い人材を育成していくことが重要である。</td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること								金融・資本市場の競争力を強化するためには、金融・市場制度そのものの整備のみならず、市場をとりまく環境整備として、金融面に通じた専門性の高い人材を育成していくことが重要である。
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
			20年度	21年度	22年度																		
金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること								金融・資本市場の競争力を強化するためには、金融・市場制度そのものの整備のみならず、市場をとりまく環境整備として、金融面に通じた専門性の高い人材を育成していくことが重要である。															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																				

平成22年度実績評価書要旨

担当部局名： 総務企画局市場課、総務企画局企画課、総務企画局政策課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局

評価実施時期：平成23年9月

施策名	個人投資家の参加拡大 (平成22年度実績評価書：216頁)		施策体系上の位置付け 施策Ⅲ-1-(4)																																																		
	施策の概要	<p>少子高齢化が進展し、経済の低成長が続く中、家計部門に適切な投資機会を提供し、企業等に多様な資金調達手段を提供することを通じて、金融がこれまで以上に実体経済をしっかりと支えることが求められている。このため、家計部門に適切な投資機会を提供するためには、個人投資家の金融・資本市場への参加の拡大は引き続き重要である。</p> <p>また、個人投資家自身による直接的な金融・資本市場への参加だけでなく、保険や年金基金などの機関投資家を通じた間接的な参加についても、個人投資家の金融資産の運用の多様化の観点から重要である。</p>																																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の効果（個人株主の数や特定口座の増加など）が上がっているが、個人の金融資産の半分は依然として現金・預金であり、諸外国に比べて高い比率であることなどから、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等に一層取り組んでいく必要がある。</p> <p>(必要性) 少子高齢化が進展し、経済の低成長が続く中、家計部門に適切な投資機会を提供し、企業等に多様な資金調達手段を提供することを通じて、金融がこれまで以上に実体経済をしっかりと支えることが求められている。このため、家計部門に適切な投資機会を提供するためには、個人投資家の金融・資本市場への参加の拡大は引き続き重要である。</p> <p>(有効性) 個人株主の数や特定口座数等が増加するなど、金融・資本市場の公正性・透明性の確保などに向けた取組みは、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に一定の効果があったものの、個人の金融資産に占める株式・投資信託の割合は諸外国と比べると依然低い水準であり、今後も更なる取組みが必要である。</p> <p>(効率性) 金融経済教育の充実に係る取組みに際しては、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット等の作成・配布や、国民が直接アクセスできるウェブサイトや媒体とした注意喚起等、多様な手段を利用した情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図ることができている。</p> <p>(反映の方向性) ・安心して投資できる環境の整備 ・個人投資家の裾野拡大のための税制面の環境整備 ・金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）の円滑な施行 ・金融経済教育の充実</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること</td> <td>個人金融資産に占める株式・投資信託の割合</td> <td>%</td> <td>8.4 (21年度)</td> <td>7.2</td> <td>8.4</td> <td>7.8</td> <td>前年度より増加 (22年度末)</td> <td rowspan="5">少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。</td> </tr> <tr> <td>個人の株式売買比率及び株式保有比率</td> <td>%</td> <td>(売買比率) 29.1 (21年度) (保有比率) 20.1 (21年度)</td> <td>24.1</td> <td>29.1 (売買比率) 20.1 (保有比率)</td> <td>22.6 20.3</td> <td>前年度より増加 (22年度末)</td> </tr> <tr> <td>個人株主数の推移</td> <td>万人</td> <td>4,479 (21年度)</td> <td>4,482</td> <td>4,479</td> <td>4,591</td> <td>前年度より増加 (22年度末)</td> </tr> <tr> <td>特定口座数の推移</td> <td>万口座</td> <td>887 (21年度)</td> <td>847</td> <td>887</td> <td>934</td> <td>前年度より増加 (22年度末)</td> </tr> <tr> <td>国民の金融知識の状況(「生活設計を立てている」と回答した世帯比率)</td> <td>%</td> <td>36.8 (21年度)</td> <td>36.6</td> <td>36.8</td> <td>37.3</td> <td>前回調査時より向上 (22年度調査実施時点)</td> </tr> </tbody> </table>					達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること	個人金融資産に占める株式・投資信託の割合	%	8.4 (21年度)	7.2	8.4	7.8	前年度より増加 (22年度末)	少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。	個人の株式売買比率及び株式保有比率	%	(売買比率) 29.1 (21年度) (保有比率) 20.1 (21年度)	24.1	29.1 (売買比率) 20.1 (保有比率)	22.6 20.3	前年度より増加 (22年度末)	個人株主数の推移	万人	4,479 (21年度)	4,482	4,479	4,591	前年度より増加 (22年度末)	特定口座数の推移	万口座	887 (21年度)	847	887	934	前年度より増加 (22年度末)	国民の金融知識の状況(「生活設計を立てている」と回答した世帯比率)	%	36.8 (21年度)	36.6	36.8	37.3
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値						目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																										
				20年度	21年度	22年度																																															
個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること	個人金融資産に占める株式・投資信託の割合	%	8.4 (21年度)	7.2	8.4	7.8	前年度より増加 (22年度末)	少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。																																													
	個人の株式売買比率及び株式保有比率	%	(売買比率) 29.1 (21年度) (保有比率) 20.1 (21年度)	24.1	29.1 (売買比率) 20.1 (保有比率)	22.6 20.3	前年度より増加 (22年度末)																																														
	個人株主数の推移	万人	4,479 (21年度)	4,482	4,479	4,591	前年度より増加 (22年度末)																																														
	特定口座数の推移	万口座	887 (21年度)	847	887	934	前年度より増加 (22年度末)																																														
	国民の金融知識の状況(「生活設計を立てている」と回答した世帯比率)	%	36.8 (21年度)	36.6	36.8	37.3	前回調査時より向上 (22年度調査実施時点)																																														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																		

平成22年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局企画課、監督局総務課、監督局総務課金融会社室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企業開示課

評価実施時期：平成23年9月

<p>施策名</p>	<p>金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度の整備・定着 (平成22年度実績評価書：231頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅲ-2-(1)</p>																						
<p>施策の概要</p>	<p>金融サービスの多様化・高度化、金融機関のグループ化が進展する中、金融機関が自ら創意工夫を凝らしながら、金融機関又はグループ全体として顧客に対しより質の高いサービスを提供することが求められている。このため、金融機関の経営の健全性の確保、金融仲介機能の適切な発揮、利用者保護の充実といった観点に留意しつつ、新たな時代のニーズにマッチした制度的枠組みを検討・整備していく必要がある。</p>																							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、顧客に対してより質の高いサービスを提供する環境の整備には引き続き取り組んでいく必要があり、また、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 少子高齢化が進展する中で、経済の持続的成長を確保し、国民の資産形成に資するため、我が国の金融サービス業が内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高いサービスを提供することが可能となるような制度的枠組みを検討・整備していく必要がある。</p> <p>(有効性) 「資金決済に関する法律」の施行に伴い、従来の旧前払式証券の規制等に関する法律において規制対象となっていた紙型・IC型等の前払式支払手段に加え、経済的な機能が紙型・IC型等と同様のサーバ型前払式支払手段が新たに規制対象となったこと等により、自家型前払式支払手段発行者の届出件数及び第三者型前払式支払手段発行者の登録件数は増加している。これらの前払式支払手段発行者により、法の規制の下で適切な表示義務の履行や発行保証金の供託等の義務が履行されつつ、多様な形態による金融サービス提供が行われている。 また、資金移動業の創設に伴い、少額の為替取引について多様な業者の新規参入が可能となったことから、現状、資金移動業者の登録件数が11件となっており、今後も増加していくと見込まれる。これらの資金移動業者により、法の規制の下で適切な情報提供や発行保証金の保全措置等の義務が履行されつつ、決済に関する新たなサービス提供が行われている。</p> <p>(効率性) 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではない。また、各般の制度的枠組みの整備等を行うにあたって、金融庁ウェブサイトを積極的に活用するなど、低コストな手法の活用に努めている。</p> <p>(反映の方向性) ・「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」の円滑な施行 ・我が国金融業の中長期的な在り方についての検討や企業の組織再編を念頭に置いた諸課題に関する検討等を通じた、金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計への取り組み</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="392 1498 1228 1924"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すこと</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みを整備するとともに、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境を整備する。また、これらの実効性を確保する。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すこと								内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みを整備するとともに、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境を整備する。また、これらの実効性を確保する。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方										
				20年度	21年度	22年度																		
内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すこと								内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みを整備するとともに、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境を整備する。また、これらの実効性を確保する。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」</p>	<p>年月日 平成22年6月18日閣議決定</p>	<p>記載事項(抜粋) 成長戦略における金融の役割は、①実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うこと、②金融自身が成長産業として経済をリードすることである。</p>																					

平成22年度実績評価書要旨

担当部局名：監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課、総務企画局企画課、検査局総務課

評価実施時期：平成23年9月

<p>施策名</p>	<p>中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進 (平成22年度実績評価書：236頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅲ-2-(2)</p>																														
<p>施策の概要</p>	<p>中小企業金融等のきめ細かな実態把握に努めながら、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮促進に向けて、様々な施策に取組み、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化を図る。 また、地域金融機関は、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要があるため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づきその推進を図る。</p>																															
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もより一層取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 東日本大震災の影響もあり、中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いている。このような中、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が引き続き重要となっており、中小企業等への円滑な金融に向けた取組みを継続していく必要がある。 また、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性) 中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、全体として金融機関による条件変更等の取組みは進展しており、また、各種指標は概ね改善の動きが継続していることから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けたこれまでの取組みは相応の成果をあげている。</p> <p>(効率性) 関係省庁とも連携しつつ、金融庁・財務局のリソースを有効に活用して包括的な施策に取り組んでおり、効率的な施策展開が図られている。</p> <p>(反映の方向性) ・きめ細かい実態把握に努めつつ、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮の促進に向けて施策の展開を図る。 ・地域密着型金融の取組み状況をフォローアップするとともに、取組みを深化、定着させるような動機付け、環境整備を図るため、地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）や顕彰を実施する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="422 1149 1262 1671"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化が図られること</td> <td>貸出態度判断D. I.</td> <td></td> <td>▲8 (21年度)</td> <td>▲14</td> <td>▲8</td> <td>0</td> <td>前年同期に比べプラス判断 (23年3月)</td> <td>中小企業をはじめとした借手企業を巡る経営環境は引き続き厳しく、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の十全なる発揮が引き続き強く期待されることから、企業金融等の円滑化を図る必要がある。</td> </tr> <tr> <td>②地域密着型金融の推進が図られること</td> <td>中小・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価</td> <td></td> <td colspan="5">※左記指標は、定性的指標である。</td> <td>中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、中小企業への円滑な金融、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化が図られること	貸出態度判断D. I.		▲8 (21年度)	▲14	▲8	0	前年同期に比べプラス判断 (23年3月)	中小企業をはじめとした借手企業を巡る経営環境は引き続き厳しく、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の十全なる発揮が引き続き強く期待されることから、企業金融等の円滑化を図る必要がある。	②地域密着型金融の推進が図られること	中小・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価		※左記指標は、定性的指標である。					中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、中小企業への円滑な金融、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																			
			20年度	21年度	22年度																											
①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化が図られること	貸出態度判断D. I.		▲8 (21年度)	▲14	▲8	0	前年同期に比べプラス判断 (23年3月)	中小企業をはじめとした借手企業を巡る経営環境は引き続き厳しく、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の十全なる発揮が引き続き強く期待されることから、企業金融等の円滑化を図る必要がある。																								
②地域密着型金融の推進が図られること	中小・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価		※左記指標は、定性的指標である。					中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、中小企業への円滑な金融、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。																								
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン</p> <p>平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度～新成長戦略実現に向けたステップ3～</p>	<p>年月日</p> <p>平成22年12月24日</p> <p>平成23年1月24日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給 1. 中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給 (1) 地域密着型金融の促進 地域金融機関は、中長期的な視点に立って、コンサルティング機能の発揮による顧客企業の経営改善・事業拡大支援や地域の面的再生への積極的な参画等の取組を組織全体として継続的に推進し、自らの顧客基盤の維持・拡大、収益力・財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。 このような地域金融機関の自主的な取組を一層促進するため、監督に当たっての基本的考え方や監督上の着眼点を明確化するための監督指針の改正について検討を行い、平成22年度中を目途に実施する。また、動機付け・環境整備のための施策（シンポジウム、顕彰等）の充実についても検討を行い、平成22年度中を目途に結論を得る。</p> <p>II. 平成23年度経済財政運営の基本的態度 (為替、金融面の対応) ○為替については、円高の急速な進行は一時に比べ一服しているものの、過度の円高の進行・長期化は経済・金融の安定に悪影響を与え看過できないとの観点から、引き続き、必要ときには為替介入を含め断固たる措置をとる。 ○日本銀行に対しては、早期のデフレ脱却に向け、引き続き、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策の運営によって経済を下支えするよう期待する。 ○また、中小企業金融円滑化法の1年延長を図る。</p>																													

平成22年度実績評価書要旨

担当部局名：監督局総務課、総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局政策課広報室、総務企画局企画課、検査局総務課

評価実施時期：平成23年9月

<p>施策名</p>	<p>金融行政の透明性・予測可能性の向上 (平成22年度実績評価書：253頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 施策Ⅲ－3－(1)</p>																						
<p>施策の概要</p>	<p>金融規制のさらなる質的向上(ベター・レギュレーション)の4本柱の一つである「行政対応の透明性・予測可能性の向上」は、金融機関における業務運営の安定性を確保する等の点で重要であり、情報発信の強化などを通じて、行政対応について金融機関の側から見た予測可能性をさらに向上させる。</p>																							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、金融行政の透明性及び予測可能性の向上の観点から、今後も一層の取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 国内のみならず対外的に我が国の金融関連法令等や金融庁の施策、さらには金融関連情報等を積極的に発信していくことは、我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために有効である。また、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政のために、金融行政の透明性・予測可能性の向上を図るためには、行政処分の公表、ノーアクションレター制度等の適切な運用、金融検査に関する情報、監督指針等の公表に努める必要がある。</p> <p>(有効性) 金融検査や行政処分に関する情報、監督指針、幹部講演等の公表は金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するものであり、実務者レベルでの対話の充実、情報発信の機会の拡充についても、相応の進捗が見られたことから、これらの業務は施策の達成に効果を発揮している。</p> <p>(効率性) 検査・監督に関する基準の設定や、実施した検査や行政処分の事例等を金融庁ウェブサイトを通じて公表することを主な手段としており、必要最小限のコストで効率的に施策を実施することができた。 行政処分の公表は、同様事案の発生抑制に資する。また、ノーアクションレター制度等の適切な運用、金融検査に関する情報・監督指針等の公表は、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上に資する。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査・監督上の重点項目や着眼点の明確化 ・行政処分事例集の更新・公表による金融機関における予測可能性の向上 ・金融機関との対話の充実 ・重要政策の外国語訳の推進や金融庁ウェブサイトの充実 ・ノーアクションレター制度の的確な運用及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続の一層の周知徹底 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="424 1473 1262 1780"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること</td> <td>ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の取組みを進める必要がある。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 本アンケートは、21年6月以降実施しておりません。</p>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること	ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果							我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の取組みを進める必要がある。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
				20年度	21年度	22年度																		
明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること	ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果							我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の取組みを進める必要がある。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																					

平成22年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成23年9月

担当部局名：総務企画局総務課開発研修室、総務企画局総務課

施策名	職員の育成・強化のための諸施策の実施 (平成22年度実績評価書：265頁)		施策体系上の位置付け 業1-(1)-①																								
	【評価結果の概要】																										
施策の概要	ベター・レギュレーションに向けての取組みを実現させていくためには、金融庁職員がその資質の向上を図ることが前提となる。職員の専門能力の向上に向け、研修の充実、人事制度上の工夫など、様々な方策に取り組む。																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（必要に応じた見直し）を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 金融の高度化・複雑化に的確に対応していくためには、高度な専門知識を有する職員の確保・育成が必要不可欠であり、専門性向上に資する任用体制の確立や研修内容の充実・強化、民間企業経験者や専門家の積極的な確保を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性) 職員の専門能力の向上に向けて、金融技術の進展に対応した専門的な研修である「先端金融商品研修」等を実施するなど、受講機会を拡大したことから、受講人数が前年度に比べ増加しており、専門的な知識を付与する機会として一定の成果があったものと考えている。また、受講生による研修内容に関する評価結果が目標平均点を上回り、職員の資質の向上に一定の効果があったものと考えている。</p> <p>(効率性) 研修資料については、両面印刷や集約印刷を積極的に行うなど、コストを意識した資料の作成に努めている。また、職員に対する研修の充実を図るとともに、金融の複雑化・専門化に的確かつ迅速に対応するため、民間専門家の採用を積極的に行っている。</p> <p>(反映の方向性) ・研修内容の充実・強化 ・任用体制の確立・任用の柔軟化</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員の資質の向上を図ること</td> <td>研修生による研修内容に関する評価結果</td> <td>5段階評価</td> <td>—</td> <td>3.9</td> <td>4.0</td> <td>4.0</td> <td>3以上 (22年度末)</td> <td>金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に的確に対応できるよう、その資質の向上を図ることが必要となる。</td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	職員の資質の向上を図ること	研修生による研修内容に関する評価結果	5段階評価	—	3.9	4.0	4.0	3以上 (22年度末)	金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に的確に対応できるよう、その資質の向上を図ることが必要となる。
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値						目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
20年度					21年度	22年度																					
職員の資質の向上を図ること	研修生による研修内容に関する評価結果	5段階評価	—	3.9	4.0	4.0	3以上 (22年度末)	金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に的確に対応できるよう、その資質の向上を図ることが必要となる。																			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																								

平成22年度実績評価書要旨

担当部局名：総務課企画局総務課情報化・業務企画室、総務企画局総務課管理室、
総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、
証券取引等監視委員会事務局総務課

評価実施時期：平成23年9月

<p>施策名</p>	<p>行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進 (平成22年度実績評価書：270頁)</p>	<p>施策体系上の位置付け 業2-(1)-①</p>																															
<p>施策の概要</p>	<p>電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、「電子政府構築計画」等に即し、業務・システムの最適化の実施、情報システム調達の適正化の取組を行う。</p>																																
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) ①業務・システム最適化の実施 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある。ただし、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、現時点では成果の発現は予定されていないが、25年1月の新システム稼働に向け、取組を充実させる必要がある。 ②情報システム調達の適正化 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 「今後の行政改革の方針」において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされているほか、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。</p> <p>(有効性) ①「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」②「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務の業務・システム最適化計画」③「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」を実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれる。 ①については、22年度において、業務処理時間9,356時間、経費671,266千円の削減が図られ、②については、平成24年度から業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれる。また、③についても、22年度において、業務処理時間800時間、経費11,763千円の削減が図られた。</p> <p>(効率性) 情報システム調達への全庁的な取組を強化するため、17年4月に設置した、長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」において、調達の必要性、契約方針、調達内容等の妥当性の審議を行うほか、CIO補佐官が積極的に参画し、情報システムの調達仕様書・見積書等の確認を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によりコストの適正化を図った。</p> <p>(反映の方向性) ・業務・システム最適化の実施に向けたシステム設計・開発等の推進。 ・引き続き調達の公平性・透明性の確保を図る。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="427 1288 1262 1921"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること</td> <td>経費削減額 業務処理時間の短縮</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">※ 上記(有効性)欄を参照。</td> <td></td> <td>「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。</td> </tr> <tr> <td>情報システム調達の適正化を図ること</td> <td>情報システムに係る政府調達案件(競争性のある契約方式による機器の調達を除く)の情報システム調達会議付議状況</td> <td>%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100</td> <td>100 (22年度末)</td> <td>「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	20年度	21年度	22年度	可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること	経費削減額 業務処理時間の短縮			※ 上記(有効性)欄を参照。				「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。	情報システム調達の適正化を図ること	情報システムに係る政府調達案件(競争性のある契約方式による機器の調達を除く)の情報システム調達会議付議状況	%				100	100 (22年度末)	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																			
				20年度	21年度	22年度																											
可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること	経費削減額 業務処理時間の短縮			※ 上記(有効性)欄を参照。				「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。																									
情報システム調達の適正化を図ること	情報システムに係る政府調達案件(競争性のある契約方式による機器の調達を除く)の情報システム調達会議付議状況	%				100	100 (22年度末)	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。																									
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 新たな情報通信技術戦略</p>	<p>年月日 平成22年5月11日</p>	<p>記載事項(抜粋) III 分野別戦略 1. 国民本位の電子行政の実現 (1) 情報通信技術を活用した行政刷新と見える化 ・「電子行政の推進に際しては、費用対効果が高い領域について集中的に業務の見直し(行政刷新)を行った上で、共通の情報通信技術基盤の整備を行う。」</p>																														